

平成30年10月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

### 予定価格に関する入札参加者からの質問期間の設定について

大阪市が発注する工事請負契約において、積算内容の誤りによる入札取止めの入札参加者への影響等を考慮し、下記のとおり、電子入札の手続において入札参加者からの予定価格（予定価格の算出の根拠となる積算内容）の疑義に関する質問を受け付ける期間を設けることといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 【対象案件】

大阪市電子入札システムにより大阪市が発注する工事請負契約の入札

#### 【手続の概要】（別紙イメージ参照）

- ・開札後に、当該案件に入札書を提出した全ての入札参加者に対して、予定価格を通知し、入札参加者からの質問を受け付けます。
- ・質問がない場合又は積算内容の誤りがなかった場合は、手続期間が終了した時点で、審査順位と共に予定価格を公表し、入札・契約事務を続けます。
- ・質問・回答の手続は、大阪市電子入札システムにおいて行うものとします。
- ・予定価格の質問・回答期間後に積算誤りが判明した場合は、原則として設計変更により対応することとします。

#### 【実施時期】

平成31年1月1日以降に発注（公告）する案件から実施

※ 手続き等の具体的な内容は、詳細が決まり次第改めてお知らせします。

予定価格に関する入札参加者からの質問手続のイメージ

